

**事務局説明資料**  
**(金融審議会 市場ワーキング・グループ関係)**

---

**2019年3月4日**

# 金融審議会 市場ワーキング・グループの開催状況

## 麻生金融担当大臣による諮問（平成28年4月19日 金融審議会総会）

金融庁設置法第7条第1項第1号により下記のとおり諮問する。

### ○ 市場・取引所を巡る諸問題に関する検討

情報技術の進展その他の市場・取引所を取り巻く環境の変化を踏まえ、経済の持続的な成長及び家計の安定的な資産形成を支えるべく、日本の市場・取引所を巡る諸問題について、幅広く検討を行うこと。

## 昨年9月再開以降の市場WG開催実績

会合	日程	テーマ（審議内容）
第13回	9月21日	顧客本位の業務運営の定着状況と課題
第14回	10月11日	高齢社会における金融サービスのあり方について①
第15回	10月22日	高齢社会における金融サービスのあり方について②
第16回	11月 5日	高齢社会における金融サービスのあり方について③
第17回	11月16日	長期・積立・分散投資の推進、直接金融市場に関する現行規制の点検①
第18回	12月17日	直接金融市場に関する現行規制の点検②、近時の市場動向等を踏まえた対応、高齢社会における金融サービスのあり方④
第19回	2月19日	高齢社会における金融サービスのあり方⑤、ダークプールの現状と課題

## ◆ 契約締結前交付書面等の見直し

契約締結前交付書面について、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにする。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していく。

## ◆ 犯則調査における証拠収集・分析手続

犯則調査における電磁的記録等の証拠収集・分析の必要性を踏まえ、他法令の規定等を参考としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備する。

## ◆ 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

我が国金融機関等が行う非清算店頭デリバティブ取引について、取引の一方当事者が倒産した場合の証拠金の清算に関し、関係法令において国際慣行に即した規定を整備する。

◆ 高齢社会における金融の目指すべき姿は、高齢者をはじめとする国民がそれぞれの状況に応じた適切な金融取引の選択を行うことができるような状態を実現することではないか。

また、それを通じて、

- ・預貯金偏重から資産形成(長期・分散・積立投資)への流れの推進
- ・長寿化の進展に応じた資産寿命の延伸
- ・「公助」から「自助」の流れに沿う金融環境の実現・提供
- ・個々の家計の資産配分の効率化を通じた、経済全体の資金循環の質の改善などを目指していくこととなるか。

◆ このような姿に向けて、金融庁や金融業界をはじめとする多様な主体による今後の様々な取組み(金融業界が取組むべき方向性等に関する原則の策定などを含む)について、市場ワーキンググループにおいて議論していただければどうか。

## 1. 総論

- (1) 検討にあたり留意すべき点
- (2) 議論の位置付け

## 2. 各論

- (1) 顧客自身の「見える」化
- (2) 金融機関のビジネスモデル
  - ①顧客起点のビジネスモデルの追求
  - ②金融・非金融の連携
  - ③高齢社会に即した商品・サービスの提供
- (3) 資産運用・取崩し
- (4) 資産形成制度等（NISA、iDeCo、住宅資産の活用）
- (5) 資産承継
- (6) 顧客と金融機関の信頼関係
  - ①営業姿勢
  - ②コストの適切な開示、商品・サービス対価の適切な請求
- (7) 金融リテラシー
  - ①金融教育
  - ②認知能力、判断能力が低下する前の対応
- (8) 高齢顧客保護
- (9) 高齢者の側に立ったアドバイザー

# 「高齢社会における金融サービスのあり方」検討の全体像

第15回事務局資料  
(一部簡素化)

